

放送を巡る諸課題に関する検討会取りまとめ案起草委員会

(第2次第5回)議事要旨

1. 日時

平成30年6月6日(水)13:30～15:00

2. 場所

総務省第4特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員・「放送を巡る諸課題に関する検討会」座長

新美主査、大谷構成員、小塚構成員、宍戸構成員、多賀谷検討会座長

(2) オブザーバー

林オブザーバー、山本オブザーバー

(3) 総務省

鈴木総務審議官、山田情報流通行政局長、奈良官房審議官、鈴木総務課長、湯本放送政策課長、豊嶋情報通信作品振興課長、藤波放送政策課企画官、村田同企画官、大内放送政策課統括補佐、桑山放送政策課課長補佐

4. 議事要旨

(1) 資料の説明

事務局から、資料に沿って、放送を巡る諸課題に関する検討会取りまとめ案起草委員会「報告書」案の説明が行われた。

(2) 自由討論

①「報告書」案について自由討論が行われた。構成員等の主な意見は、以下のとおり。

● NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置づけ及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等

- 常時同時配信をどうするのがこの報告の目玉であり、対応の方向性には一定の方向感があるほうが良い。セーフガード措置がきちっとあってこそその常時同時配信の解禁である。セーフガード措置をどのように設計していくかということが根本だと思っている。その部分の方向性についてもう少し言葉を厚くしても良いかと思う。
- 今あるセーフガード措置を、今後常時同時配信を行う上で生起してくる様々な問題に対応できるように変えていくというニュアンスが出た方が良い。受信契約者(と非受信契約者)との公平性の確保等の観点に配慮することが前提であり、その上で実施基準の認可や様々なセーフガード措置に関して見直しを行うという流れにするとわかりやすいのではないか。

● **他事業者との連携・協力等**

- 同心円状の重なりをイメージすると、放送事業やNHKの制度的役割といった放送法上設置された法人としてまず放送界において(民間放送事業者と)しっかり連携・協力をしていくのが第一にある。しかし同時に外側の広い意味での放送関連業界、サービス、分野とのことも含めて取引市場の競争を阻害しないということが当然NHKにはある。その構造が見えるよう記載を工夫できると良い。

● **情報公開による透明性の確保**

- とにかく文書開示すればいいというのではなく、受信料制度について納得を得る、そのために受信契約者とのコミュニケーションを確保することが一つの柱で、その手段として情報公開の透明性の確保が求められているという流れが出た方が良い。
- 国民・視聴者の信頼を得るという上でコンプライアンスは大事な話であり、さらに言えば、情報公開によって、より業務について理解を得て、それによって国民・視聴者が納得できる受信料体系を整えるということについて、説明があってもよいのではないかと。

● **コンプライアンスの確保**

- 忠実義務に関する記述について、厳密には義務と責任は違うものだが、ここではいわば「責任」という言葉を一般的な意味で使っていて、あまりスペシフィックでない書きぶりが良いと思う。また、忠実義務の規定を置くだけでは意味が無いかということそうは思わない。この規定がないと、忠実義務は委任契約に基づく注意義務の一部となってしまう程度や範囲を合意により限定できる任意規定となるが、忠実義務を法律で書くことで強行規定となり、合意をもって限定することができなくなる。明記するには十分な意味があると考えている。

②その他

本会合での意見を踏まえた「報告書」案についての修正は主査に一任され、主査から「放送を巡る諸課題に関する検討会」へ報告することで了承された。

(以上)